

公正価値測定の2つの目的

—取得原価を測定する手段としての公正価値測定と
将来キャッシュフローの発生可能性を表示する手段としての公正価値測定—

海老原 諭

1. はじめに

2011年5月、財務会計基準機構（Financial Accounting Standards Board；以下、「FASB」という）は、会計基準更新2011-04号「公正価値測定（トピック820）—公正価値の測定および開示に関する規定を米国GAAPとIFRSsで共通化するための改定」（以下、「ASU 2011-04」という⁽¹⁾）を公表した。ASU 2011-04では、公正価値測定について、FASBの会計基準体系（Accounting Standards Codification；以下、「ASC」という）と国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards；以下、「IFRS」という）の内容を統一するための改定とともに「公正価値の測定および開示に関する現行規定の適用について両審議会の意図を明らかにするための改定⁽²⁾」が行われている。FASBは、2006年に財務会計基準ステートメント第157号「公正価値測定」（以下、「SFAS 157」という⁽³⁾）を公表し、その後も、SFAS 157を補完するために8つの公式見解を公表しているが、現在もなおFASBの「意図」が伝わっていないとするならば、その理由はどこにあるのだろうか。

米国において、公正価値はさまざまな会計基準のなかで利用されてきた。公正価値を測定するための指針は、公正価値測定を強制または容認する各会計基準のなかで個別に定められており、SFAS 157が公表されるまでは必ずしもすべての会計基準において統一されているわけではなかった。FASBは、会計基準間で公正価値測定に関する指針に違いが生じている原因について、「現在存在する指針が、長い期間にわたってピースミールの⁽⁴⁾に開発されている⁽⁶⁾」ためであると説明している。しかし、この「長い期間」の間に、公正価値測定のための指針にどのような変化があったのか、それはどのような理由によるものなのかについて、SFAS 157には説明がみられない。

本論文は、このような現状認識に基づいて、米国の会計基準における公正価値概念の変化と、その変化を引き起こした理由について明らかにすることを目的とする。なお、本論文では、非貨幣性資産同士の交換によって取得した非貨幣性資産の原初入帳価額を決定するさいに行われる公正価値測定と、金融派生商品（デリバティブ）の原初入帳価額を決定するさいに行われる公正価値測定に焦点をあてた。いずれも原初入帳価額を決定するさいに行われる公正価値測定に焦点をあてているが、これは取得原価主義がどの程度厳格に適用されていたかが、FASBの

会計基準における公正価値概念の変化に関係すると想定しているためである⁽⁷⁾。

米国の会計基準において公正価値測定が行われた当初は、現在よりも取得原価主義会計の考え方が厳格に利用されており、原初入帳価額を決定するさいに公正価値測定が行われることはあっても、一度資産が認識された後に公正価値による再評価が行われるということはなかった。一方、現在では、この当時に比べて取得原価主義会計が緩やかに適用されており、トレーディング目的で保有する有価証券の決算日における再評価のように、当初認識後の測定にも公正価値測定が行われている。当初認識後の測定に焦点をあてた場合、取得原価主義会計が厳格に適用されていた時期における公正価値概念を検討の対象に含めることができなくなってしまうことから、本論文では、原初入帳価額を決定する時点に検討の対象を限定することにした。

2. 取得原価を測定する手段としての公正価値測定

現金を対価として非貨幣性資産を取得した場合、この非貨幣性資産の取得原価は、取引相手に引き渡した貨幣性資産の金額によって測定される。これに対して、非貨幣性資産同士を交換した場合、新たに取得した非貨幣性資産の取得原価を測定するためには、取引において交換された非貨幣性資産を、何らかの形で貨幣性資産の金額に変換しなければならない。

従来、非貨幣性資産同士を交換したさいの会計処理は、APB オピニオン第 29 号「非貨幣性取引」⁽⁸⁾（以下、「APBO 29」という）において定められていた。非貨幣性取引（nonmonetary transaction）とは、非貨幣性資産同士が交換される取引と、非貨幣性資産を一方的に引き渡すか、または受け取る取引をあわせたものをいう⁽⁹⁾。APBO 29 は、非貨幣性取引を通じて企業が取得した非貨幣性資産の原初入帳価額の決定に関する会計原則審議会（Accounting Principles Board；以下、「APB」という）の見解をまとめたものである。

APBO 29 では、非貨幣性取引において取得した非貨幣性資産の取得原価の決定方法について、次のように述べられている。

「① APB は、非貨幣性取引の一般的な会計処理について、貨幣性取引と同様に、取引において授受された資産（またはサービス）の公正価値を基礎としなければならないと結論づけた。②したがって、他の非貨幣性資産と引き替えに取得した非貨幣性資産の原価はこれを取得するために引き渡した資産の公正価値とし、この取引について利益または損失を認識しなければならない。③引き渡した資産の公正価値よりも、受け取った資産の公正価値の方がはっきりと明らかな（clearly evident）場合には、これを原価の測定に利用しなければならない。（丸数字は引用者による⁽¹⁰⁾）」

①では、貨幣性取引において、受け取った資産の取得原価を、引き渡した資産の公正価値によって測定することが原則的な会計処理方法として認知されていたこと、および、非貨幣性取引においてもこの原則を援用することが述べられている。なお、ここにいる「引き渡した資産

の公正価値」とは、貨幣性資産の額面金額を指す。貨幣性資産の価値が、その額面金額によって表されることについては、誰も異論を唱えることはないだろう。このために、貨幣性資産は、そもそも評価の対象にも、売買の対象にもならない資産であるといえることができる⁽¹¹⁾。一方、非貨幣性資産は、貨幣性資産とは異なり、人によってその価値が異なる資産である。このために、非貨幣性資産についても貨幣性資産と同様に唯一絶対の価値があると考えべきではない。

それでは、人によって価値が異なる非貨幣性資産を、誰にとっても同じ価値として理解される貨幣性資産の金額で表現するにはどのようにしたらよいのだろうか。この点について、『会社会計基準序説⁽¹²⁾』は、「独立した当事者間における制約のない交渉において成立する原価価格 (cost price) は、通常、現在現金価値 (current cash value) の公正な表現 (fair expression) である⁽¹³⁾」としたうえで、次のように述べている。

「現金以外の財産が取引の対価である場合、実際の現金原価 (actual cash cost) の理想的な測定値は、当該財産が初めて直接現金に転換された場合に実現 (realized) するであろう貨幣額である。現金ベースで取得した財またはサービスの原価が、支出した貨幣額であることは明らかである。交換取引において取得した財またはサービスの原価は、交換において提供された財またはサービスの現金売却価値 (cash selling value) である⁽¹⁴⁾。」

ここでは、交換取引において取得した非貨幣性資産の原価の測定値を得るために、取得した非貨幣性資産自体を評価するのではなく、取得した非貨幣性資産を直ちに売却した場合に得られると期待される金額、すなわち現金売却価値を利用することが述べられている。また、ここでは「実現するであろう貨幣額」とされていることから、非貨幣性取引を換金する取引は実際に行われるのではなく、あくまでも公正価値を見積もる目的で想定されるだけであると解すべきである。

APBO 29 のなかに『会社会計基準序説』に直接言及している文章は存在しない。しかし、APBO 29 においても、『会社会計基準序説』と同様に、公正価値を非貨幣性資産の換金額として捉えていると解される記述が存在する。1つは、見積もられた金額を会計上の測定値として利用するには、その金額に実現可能性 (realizability) が認められなければならないとされている点であり、もう1つは、すでに引用した文章の②である。

まずは、実現可能性である。APBO 29 には、「非貨幣性取引において取得した資産に割り当てられた価値 (value) の実現可能性 (realizability) に関して重要な不確実性が存在する場合、公正価値を合理的な範囲内に定めることはできないと考えなければならない⁽¹⁵⁾」とされている。この基準によって「公正価値を合理的な範囲内に定めることができない」と判断された場合、見積もられた金額を非貨幣性資産の原価として使用することは禁止される⁽¹⁶⁾。APBO 29 における実現可能性の意味を、『会社会計基準序説』と同様に換金可能性として理解するならば、

APBO 29においても、換金可能性が会計上の測定値として公正価値を利用するための要件であったといえることができる。

②は、非貨幣性取引から「利益または損失を認識しなければならない」ことを述べている。非貨幣性資産同士を交換した場合の会計処理としては、APBO 29のように非貨幣性資産の公正価値測定を行う以外にも、相手に引き渡した非貨幣性資産の帳簿価額をそのまま新たに取得した非貨幣性資産の取得原価とすることも考えられる。この場合、引き渡した非貨幣性資産の帳簿価額と新たに取得した非貨幣性資産の取得原価は一致するので、この取引からは利益も損失も生じないことになる。APBO 29が公表される以前は、「収益は貨幣性資産を含む取引の場合にのみ認識すべきである⁽¹⁷⁾」という理由から、この損益を認識しない方法によって非貨幣性取引を会計処理していたこともあったようである。

しかし、APBO 29では、この方法を採用せず、貨幣性取引の会計処理との整合性を図り、引き渡した非貨幣性資産の公正価値を利用することとされている。

現金を対価として非貨幣性資産を取得した場合、その金額は、非貨幣性資産をもともと保有していた企業にとっても自社にとっても価値は同じである。この金額を非貨幣性資産の取得原価とすれば、取得原価は取引相手との間で合意された金額といえる。一方、非貨幣性資産の取得後に企業が行う減価償却は企業独自の仮定に基づいて行われるものであるし、減価償却の⁽¹⁸⁾手続自体、非貨幣性資産の価値を評価する目的で行われるものでもない。したがって、減価償却が行われた非貨幣性資産の帳簿価額は、非貨幣性資産を保有する企業自身にとっても、第三者にとっても非貨幣性資産の価値を表すものとはいえない。非貨幣性資産の価値について、取引相手との合意があることを重視するならば、このような特徴をもつ帳簿価額を新たに取得した非貨幣性資産の取得原価として利用するという選択肢は自ずとなくなるはずである。

APBO 29が、非貨幣性資産の取得原価の測定にあたって取引相手との合意を重視していることは、上記の文章の③からもわかる。③では、引き渡した非貨幣性資産の公正価値よりも、受け取った公正価値の方をはっきりと明らかに見積ることができる場合は、その金額を受け取った非貨幣性資産の原価として利用するとしている。等価交換を前提とするならば、少なくとも取引の当事者間では、引き渡した非貨幣性資産と受け取った非貨幣性資産が同じ価値をもつと推定される。この前提にたてば、受け取った非貨幣性資産の公正価値は、引き渡した非貨幣性資産の公正価値と同じと推定される。引き渡した非貨幣性資産の公正価値を使用することを原則としつつも、受け取った非貨幣性資産の公正価値も使用できるということは、取引のいずれの当事者にとっても、交換された非貨幣性資産が同じ価値であるとみなされていることが前提となっていなければ認められないはずである。

このように、APBO 29では、公正価値の見積額を会計上の測定値として認める前提として、その金額によって非貨幣性資産を換金できる可能性が高いことを求めているといえる。APBO 29における公正価値の説明も、次のように換金可能性を意識したものになっている。

「非貨幣性取引によって、企業に対して、または、企業から移転した非貨幣性資産の公正価値は、同一または同種の資産の現金取引 (cash transactions)、市場相場価格 (quoted market prices)、独立の評価 (independent appraisals)、交換によって受け取った資産またはサービスの見積公正価値その他の入手可能な証拠を参照して決定しなければなら⁽¹⁹⁾ない。」

上に列挙されているもののうち、測定対象となる非貨幣性資産と同一または同種の資産の現金取引および市場相場価格の存在は、その金額で取引を行おうとする者が市場のなかに実際に存在することを表している。これに対して、現金取引および市場価格とともに参照すべき証拠の1つとしてあげられている独立の評価は、必ずしもその価格での取引が実際に存在することを証明するものとはいえない。このために、APBO 29には、独立の評価を公正価値の測定方法の例示に含めることについて懸念を表明したボードメンバーの見解が添えられている。ここでは、独立の評価を容認することで基準を悪用する機会が生じること、そのために APBO 29の適用を、第三者的価値 (third party value) が存在することについてははっきりと客観的な証拠 (clear objective evident) が存在する場合にしか認めないようにすべきであると述べられている。⁽²⁰⁾ いずれにしても、APBO 29では、会計上の測定値として公正価値を利用する場合には、公正価値とされた金額によって換金可能であると推定できることが重視されており、同一または同種の資産の取引の存在は、このような推定を行うための強力な証拠として位置づけられていたといえるだろう。

以上のように、APBO 29では、非貨幣性取引の処理を決定するにあたって、貨幣性取引との整合性を根拠として、引き渡した非貨幣性資産の公正価値を利用することとされている。ここにいう「貨幣性取引との整合性」とは、引き渡した資産の評価額によって新たに取得した非貨幣性資産の取得原価を決定するというよりも、むしろ新たに取得した非貨幣性資産の原価を誰にとっても同じように理解される金額で測定することの方に重点があると理解すべきである。このために、公正価値の見積もりにあたっては、実際に取引が存在するなどの客観的な証拠が必要とされたし、引き渡した非貨幣性資産の公正価値よりも、受け取った非貨幣性資産の公正価値の方が明確な証拠を得られる場合には、引き渡した非貨幣性資産の公正価値を利用するという原則を歪めてまで、受け取った非貨幣性資産の公正価値をその取得原価とすることが求められたのである。

3. 将来キャッシュフローの発生可能性を表示する手段としての公正価値測定

米国では、1980年代から1990年代にかけて、企業が保有する金融商品の決算日における現状に関する報告が強⁽²¹⁾く求められた。1980年代については、金利の急上昇による金融機関の収益性の悪化を従来の取得原価主義会計情報のもとでは明らかにできなかったことがその原因となっていた。⁽²²⁾ 1980年代における金融商品の公正価値情報の開示は、いわば情報利用者が産業

界をよりよく監視する目的で求められたものといえる。これに対して、1990年代は、金融派生商品（デリバティブ）を含むさまざまなタイプの金融商品が生み出され、証券市場も急騰していた時期である⁽²³⁾。このような1990年代には、1980年代とは逆に、実体経済における金融取引を活発にするの手段として金融派生商品に関する情報開示を求めるようになっていた。このような情報を求める人々は、決算日時点における金融派生商品の状態が適切に開示されないために、市場参加者が不安を感じ、金融派生商品の利用に消極的になっていると指摘した。1990年代以降、国際的な現象（international phenomenon）にまで達していたとされる金融派生商品の財務報告上の取扱いに対する懸念について、財務会計基準ステートメント第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動の会計」（以下、「SFAS 133」という）では、次のように説明されている。

「金融派生商品およびヘッジ活動が利用される範囲および複雑さのために、近年、金融派生商品およびヘッジ活動に関する会計および開示規制に対する懸念が急速に高まっている。世界的な金融市場の変化およびこれに関連する金融上の革新は、利子率、外国為替相場、価格、信用リスクをはじめとするリスクの発露を管理するための新たな金融派生商品を生み出した。多くのものは、会計基準がこのような変化に対応できていないと信じている。金融派生商品はリスクマネジメントの有用な手段となりうるものであるが、財務報告が十分でないことが不確実性に対する印象を強め、その結果として金融派生商品の利用を躊躇させていると信じる者もいる。不十分な財務報告に対する懸念は、一部の企業で莫大なデリバティブ損失が発生することにより、大衆の間でより強められた⁽²⁵⁾。」

ここでは、現実の金融市場における金融派生商品の利用実態に財務報告の側が十分に対応できていないこと、そのために投資者をはじめとする財務報告の利用者が不安を抱えるようになっていたことが指摘されている。そのうえ、厳格な会計基準は、米国産業界の競争力にも悪影響を及ぼしているとの指摘もあったという⁽²⁶⁾。このような市場環境のなかで、財務報告の利用者が抱える不安を解消するためには、従来の財務報告のあり方を変更してでも、金融商品の現状を財務報告のなかで明らかにできるようにしなければならない。SFAS 133は、このような現状認識のもとで起草されている。

SFAS 133において、金融派生商品（デリバティブ）は、次のように定義される。

「金融派生商品は、次の3つの特徴をすべて有する金融商品またはその他契約である。

- a. (1) 1つ以上の原資産（underlying）、および、(2) 1つ以上の想定元本（notional amounts）もしくは支払条項（payment provisions）またはその両方をもってい

ること。これらの条件は、単一または複数の決済額、および、特定の場合には、決済が必要となるか否かを決定する。

- b. 初期純投資 (initial net investment) が必要ないか、または、市場要因の変化に対応して同様の反応を行うことが期待される他の種類の契約において求められるであろうものよりも、必要とされる初期純投資が少額であること。
- c. 契約条件のなかで純額での決済 (net settlement) が要求または容認されているか、契約外の手段によって容易に純額での決済が可能であるか、または、受取人のポジションを純額で決済した実質的に変わらない状況におくような資産の移転を条件としていること。⁽²⁷⁾」

このように定義される金融派生商品は、資産、負債または純資産が実際に変動した場合にのみ取引を認識するという会計方針のもとでは認識されることがあった。⁽²⁸⁾その理由の1つに「多くの金融派生商品は、初期純投資を必要としない⁽²⁹⁾」ことがある(上記b.の要件参照)。新たに取得した資産の取得原価を、これを取得するために相手に引き渡した資産の公正価値によって測定するとした場合、その取得に対価を必要としない金融派生商品の場合は、取得原価を決定できないことになる。また、対価を引き渡していないのであれば、非貨幣性取引の1つである贈与と同じように受け取った金融商品の方を測定すればよいかという、そうでもない。金融派生商品は、将来一定の条件が発生した場合にはじめて決済が行われるものであり、ほとんどの場合、金融派生商品に関する契約を締結した時点ではポジションが発生していないためである。⁽³⁰⁾

従来の取得原価の考え方では金融派生商品の取得原価を決定できず、そのためにこれを財務諸表において認識することができないという会計側の都合を優先すれば、決算日における金融派生商品の現状を明らかにするという情報ニーズに十分に答えることができない。このことから、SFAS 133では、この会計側の都合の方が変更されることになった。⁽³¹⁾資産の原初入帳価額の測定を、取引の当事者間で交換された資産の換金額ではなく、将来に発生する可能性のあるキャッシュフローに基づいて行うことにしたのである。これは、取得原価の測定に利用できる対価が存在することよりも、概念フレームワーク上の資産および負債の定義にならい、将来にキャッシュフローが発生する可能性が存在することを重視したためである。⁽³²⁾このように、SFAS 133では、公正価値が将来にキャッシュフローが発生する能力が存在することを表示する目的で利用された。

SFAS 133では、財務会計基準ステートメント第107号「金融商品の公正価値に関する開示」(以下、「SFAS 107」という)⁽³³⁾における次のような公正価値概念がそのままの形で踏襲されている。⁽³⁴⁾

「1990年公開草案に対するコメント提供者のなかには、市場価値 (market value)

という用語を利用することで、本ステートメントの対象とする広範囲にわたる金融商品を十分に反映できなくなるとするものがあつた。これらのコメント提供者は、市場価値という用語を、活発な流通市場（交換市場、ディーラー市場など）において取引されている金融商品のみと関係づけていた。…中略…1990年公開草案の第5パラグラフにおいて定義した市場価値という用語は、金融商品が取引される市場が活発であるか否か、発行市場であるか流通市場であるかを問わず適用できるものである。しかし、これ以上の混乱を避け、また他国および国際的な会計基準設定機関において最近公表された同様の提案において利用されている用語と整合性を図るために、本審議会では本ステートメントにおいて公正価値という用語を利用することにした。公正価値の概念は、1990年公開草案における市場価値と同一である。市場価値という用語を活発な流通市場において取引されている金融商品のみと関連づけていた者は、流通市場でも発行市場でも入手できる価格または利率を包摂する、より広義の概念として公正価値を考えることを望むだろう。⁽³⁵⁾」

ここでは、①市場価値という用語を活発な流通市場において取引される金融商品の価格として理解することがFASBの意図と異なっていること、②FASBは、金融商品に関する現状を明らかにするためには、このような市場で決定される価格以外の情報（活発でない市場において成立する価格、または、発行市場において成立する価格）であっても利用すべきと考えていること、および、③①の誤解を避け、②の意味での情報開示をすすめるために公正価値という用語を利用することの3点が述べられている。

①のように、公正価値を活発な流通市場において取引される金融商品の価格として理解するのは、公正価値をAPBO 29にみられたように換金可能額として捉えているためと思われる。取引が活発に行われていない場合、取引価格を見積もることができたとしても、その金額で実際に取引を行える可能性、いいかえればAPBO 29にいう実現可能性は、取引が活発に行われている場合よりも低くなる。また、発行市場の場合は、発行体に関する情報が流通市場の場合よりも行き渡っていないことから、発行体に関する情報が十分に取引価格に織り込まれていないと考えられる。その後、発行体に関する情報が市場に行き渡ったときにも、発行市場で成立していた価格がそのまま変化しないという可能性はないわけではないが、あつたとしてもごくわずかであろう。公正価値を換金可能額として捉えている場合、市場価格が単純に存在するだけではなく、自らもその価格による取引ができると高い確率で想定できなければ、見積もられた取引価格を公正価値として利用することはできないはずである。

しかし、SFAS 107では、金融商品に関する情報開示にあたり、公正価値をこのような限定された意味では利用しなかった。SFAS 107は、概念フレームワークにおいて、「現在および将来の投資者、債権者その他の情報利用者が合理的な投資、与信およびこれに類する意思決定を行うのに有用な情報を提供」⁽³⁶⁾することが財務報告の第1の基本目的（first objective）とさ

れていることに触れたうえで、公正価値が「金融商品に直接的または間接的に組み込まれている将来のネットキャッシュフローの現在価値に関する市場の見積もりを表す」⁽³⁷⁾ために目的適合性を有すると説明している⁽³⁸⁾。ここでは公正価値が、測定日時点での換金可能額ではなく、将来のネットキャッシュフローを反映するものとして捉えられており、このような特徴をもつがために、目的適合性を有すると結論づけられている。このように、SFAS 107では換金可能性という考え方が、少なくとも APBO 29よりは後退させられているといえる。

さらに、SFAS 133では、取引価格の見積額を会計上の測定値として利用する要件についても変更が加えられている。APBO 29では、取引価格の見積額が実現可能 (realizable) でなければ、その金額を公正価値として、また取得した非貨幣性資産の取得原価として利用することは認められなかった。また、SFAS 107では、信頼できる公正価値を合理的に見積もることができない (SFAS 107では、このことを実行可能性がない (not practicable) と表現している) 場合に、公正価値に代わる情報の開示を行うことが認められている⁽³⁹⁾。これに対して、SFAS 133では、会計上の測定値として公正価値を利用するにあたって、実現可能性の要件も、実行可能性の要件も考慮されることはない⁽⁴⁰⁾。FASBは、その理由を「慎重なリスク管理者 (risk management) は、保有する金融派生商品の公正価値の測定を企業に要求すると信じている」⁽⁴¹⁾ためとしている。これは、FASBが、企業が見積もった取引価格が公正なものであることの判断を、その見積もりを行った企業自身に全面的に委ねてしまったとみることもできるだろう⁽⁴²⁾。

このために、SFAS 133では、公正価値の決定について、企業が見積もりを行う前提で説明が行われている。SFAS 107では、APBO 29よりも企業が見積もりを行う余地が多いものの、それでもまだ公正価値と市場価値との結びつきは意識されていた。SFAS 107における公正価値の測定方法に関する説明は、まず市場価格が入手できる場合からはじまり、市場価格が入手できないために見積もりを行う場合についての説明は、その後⁽⁴³⁾に回されていた。また、他の会計基準において認められている当初認識後の金融商品の測定についても、「公正価値の見積もりについて定義または方法がある程度異なっており、さらに市場価値 (market value)、現在価値 (current value)、値洗い (mark-to-market) のようなさまざまな用語が利用されている」⁽⁴⁴⁾としたうえで、「これらの規定に基づいて計算された金額は、本ステートメントの規定と整合する」⁽⁴⁵⁾とされている。ここでは、公正価値が、市場価値、現在価値および値洗いといった一般的に使用されている用語と同じように解釈できるものとして捉えられている。

これに対して、SFAS 133では、「FASBは、金融派生商品について、公正価値は唯一の目的適合的な属性であると信じる (下線部は、SFAS 133においてイタリック体で強調されている)」⁽⁴⁶⁾としたうえで、公正価値による測定を次のように規定している。ここでは、市場価格に一切触れられておらず、ただちに将来キャッシュフローを利用した公正価値の見積もりに関する説明が行われていることが特徴的である。

「すべての金融商品は、公正価値によって測定しなければならない。金融商品 (金

融派生商品またはヘッジ項目）の公正価値を決定するにあたっては、修正後の FASB ステートメント第 107 号『金融商品の公正価値に関する開示』を適用しなければならない。公正価値を見積もるために、期待将来キャッシュフロー（expected future cash flows）を利用する場合、これらの期待キャッシュフローについては、合理的かつ支持しうる（supportable）仮定および見通し（projections）に基づいて、最善の見積もりを行わなければならない。…以下略⁽⁴⁷⁾」

以上のように、SFAS 133 では、金融派生商品に関する情報開示を求める要請の高まりに応えるために、金融派生商品を公正価値で測定したうえで、これを資産または負債として財務諸表上で認識することが行われた。金融派生商品の現状に関する情報開示を求める要請が高まった理由のなかには、会計基準が厳格すぎることに對する批判もあった。それまで金融派生商品が認識されていなかったのは、金融派生商品は契約時に必ずしも対価を支払う必要がなく、またポジションも発生しないことから、取得原価を測定できないことが原因であった。そこで、SFAS 133 では、この問題に対処するために換金可能額としてではなく、将来のネットキャッシュフローを反映する金額として公正価値を位置づけ、その金額を利用して金融派生商品の原初入帳価額を測定することにした。SFAS 133 では、従来の会計の体系との整合性よりも、新たな情報ニーズへの対応を優先しようとしたために、公正価値を会計上の測定値として利用する要件として APBO 29 に設けられていた実現可能性も、公正価値情報を開示するか否かの判断基準として SFAS 107 に設けられていた実行可能性も考慮されることはなかった。

4. FASB 基準における公正価値測定の現状

現在の FASB の会計基準である ASC では、そのトピック 820「公正価値測定」（以下、「トピック 820」という）において公正価値測定に関する規定が設けられており、公正価値測定が強制または容認されている他のトピックの対象となっている項目は、原則として、トピック 820 の規定にしたがって公正価値測定を行わなければならない。⁽⁴⁸⁾各会計基準のなかでさまざまに定義され、測定方法が定められていた時代とは異なり、現在の ASC において公正価値といえ、このトピック 820 における公正価値のみを意味する。

トピック 820 における公正価値の規定は、その大部分が SFAS 157 に定められていたものである。上述したように、FASB 基準のなかには、取得原価を測定する手段としての公正価値測定と、将来キャッシュフローの発生可能性を表示する手段としての公正価値測定の2つが存在しているが、SFAS 157 では、どちらかといえば後者に近い文脈で公正価値測定が考えられている。

公正価値の定義では、「測定日において市場参加者間で行われる秩序ある取引⁽⁴⁹⁾」が前提とされている。これだけをみれば、SFAS 157 でも、換金可能性を前提とする前者の考え方の影響を受けていると考えられなくもない。しかし、SFAS 157 では、この定義が「資産を売却した

さいに受け取るか、または、負債を移転したさいに支払うであろう価格⁽⁵⁰⁾と続けられているのである。諸概念ステートメント第6号「財務諸表の構成要素」(以下、「SFAC 6」という)では、資産が「過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益⁽⁵¹⁾(傍点は引用者による)」、負債が「過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡しまたは用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲⁽⁵²⁾である(傍点は引用者による)」として定義されている。SFAS 157では、SFAC 6において、資産および負債が将来の経済的便益の発生および犠牲として定義されていることを踏まえて、公正価値を資産の売却または負債の移転時の取引価格(いわゆるイグジット・プライス)として定義している⁽⁵³⁾のである。

将来のキャッシュフローの発生可能性に注目して、開示される財務報告の情報内容を決定しようとする考え方は、もともと概念フレームワークのなかにみられたものである。概念フレームワークでは、財務報告の利用者が「良好なキャッシュ・フローを生み出す当該企業の能力に関心をもっている⁽⁵⁴⁾」との前提がおかれている。SFAS 133において、金融派生商品に起因する将来キャッシュフローに焦点をあてて公正価値測定を行うことにされたのは、係る情報が財務報告の利用者の情報利用目的に適合すると考えられたためである。

将来のキャッシュフローの発生可能性を重視する考え方は、現在、FASBがIASBと共同ですすめている概念フレームワークプロジェクトの財務諸表の構成要素に関するフェーズにおいてもみられる。このフェーズは現在もお結論には至っていないが、現時点では、資産を「他社が有していない権利その他のアクセス手段(access)を有している現在の経済的資源(economic resources)⁽⁵⁵⁾」、負債を「企業が債務者となっている現在の経済的義務(economic obligation)⁽⁵⁶⁾」と定義する方向で議論がすすめられている。いずれの定義においても、現在の定義から「過去の取引または事象の結果として」および「発生の可能性が高い」という部分が削除されている。

まず、「過去の取引または事象の結果」という部分を削除したことについて、議事録では、「観察された取引その他の事象は、資産が存在することを示すシグナル、および、資産の本質に関する手がかり(clue)を提供するかもしれないが、このような取引その他の事象を観察できなかったからといって、資産が存在しないことが証明されるわけではない⁽⁵⁷⁾」として、過去の取引または事象の存在が「必要以上に強調されることを防ぐ⁽⁵⁸⁾」ためにこれを削除したと説明されている。APBO 29にみられたような、取引相手に引き渡した資産の公正価値によって受け取った資産の取得原価を測定するという手続は、取得原価に関する情報を入手できる取引が存在してはじめて実行することができる。「過去の取引または事象の結果」という部分を削除することは、現在のFASBおよびIASBにおいて、取引価格をもって取得原価とするという考え方が必ずしも絶対的なものではないことを意味していると解される。

次に、「発生の可能性が高い」という部分を削除したことについて、議事録では、「将来に経

済的便益が発生する可能性が低い場合に、資産の定義に合致しない⁽⁶⁰⁾という考え方はFASBおよびIASBの意図したものではないためにこれを削除したと説明したうえで、将来の経済的便益の「発生可能性に対して疑問がある場合は、資産の定義に合致しているかではなく、資産が認識または測定の基準を満たしているか（認識および測定については後日検討する）の問題であろう⁽⁶¹⁾」としている。認識および測定のフェーズにおける結論がまだ出ていないので、財務諸表上で認識される資産および負債について、将来に経済的便益が発生する可能性が高いことがまったく保証されなくなるということはできないが、少なくとも、現在のFASBおよびIASBは、将来の経済的便益の発生可能性が資産および負債を認識させるうえで障害になりうると考えているであろうことは指摘できる。金融派生商品のように、まず認識ありきで構築された会計基準が存在するにもかかわらず、将来の発生可能性が乏しい場合にこれを資産または負債として認識できなくなるというのは、会計基準の設定趣旨から考えると本末転倒となりかねない。

仮に、概念フレームワークプロジェクトにおいて、現在の方向で資産の定義が決定されるようになった場合、会計上の測定値として、従来のような堅い測定値を得ることは難しくなるだろう⁽⁶²⁾。取引価格をもって取得原価とするという考え方が以前よりも重視されなくなり、また、将来のキャッシュフローの発生可能性に基づいて公正価値が測定されるようになれば、会計上の測定値に、当初認識の段階から将来予測に基づいて見積もられた金額が当然のように利用されるようになるためである。

すでに公表されている諸概念ステートメント第8号第3章「有用な財務情報の質的特徴」（以下、「SFAC 8 第3章」という）では、諸概念ステートメント第2号「会計情報の質的特徴」（以下、「SFAC 2」という）⁽⁶³⁾において、目的適合性ととも会計情報を有用にさせる基本的特性とされていた信頼性（reliability）⁽⁶⁴⁾が忠実な表現（faithful representation）に変更されている。SFAC 8 第3章は、財務情報が有用であるためには、「目的に適合する現象を表すだけでなく、情報によって表現しようとする現象を忠実に表現する⁽⁶⁵⁾」ことが必要であるとしている。

FASBは、SFAC 2において使用されていた信頼性という用語の解釈にFASBと情報利用者間で違いが生じていたことを次のように説明している。

「会計基準に関する多くの提案に対するコメントをみると、信頼性という用語について共通の理解が得られていないことがわかった。ある者は、検証可能性（verifiability）または重要な誤謬からの解放（free from material error）に焦点をあて、忠実な表現を想定範囲から除いていた。またある者は、忠実な表現について、おそらく中立性（neutrality）と結びつけて焦点をあてていた。さらにある者は、明らかに信頼性について、何よりもまず正確性（precision）⁽⁶⁶⁾を指すものとして捉えていた。」

FASBは、信頼性という用語に対する説明を行ったとしても、このような誤解を解くこと

ができないとの判断から、SFAC 8 第3章では用語自体を変更することにしたという⁽⁶⁷⁾。FASBは、用語の変更はこのような趣旨で行ったものであり、SFAC 8 第3章において使用した忠実な表現という用語は、SFAC 2における信頼性という用語の意味と同じであるとしている⁽⁶⁸⁾。しかし、FASBが、信頼性という用語を変更することによって、有用な情報をもつ質的特徴として、検証可能性、中立性または正確性を重視していないことを明確にしようとしたことは確かである⁽⁶⁹⁾。また、信頼性という用語を検証可能性、中立性または正確性と捉えていた者からみれば、この用語の変更は、有用な情報をもつ質的特徴に関して、実質的に内容を変更したものと理解されてもおかしくない。

また、SFAC 8 第3章では、忠実な表現の説明にある「情報によって表現しようとする現象」について明らかにしていない。「情報によって表現しようとする現象」が、「情報利用者の目的に適合する情報」となるならば、目的適合性と忠実な表現とを併記する意義も見出しがたい。ある論者は、信頼性という用語を表現の忠実性という用語に変更したことにより、SFAS 2において認められていた目的適合性と信頼性のトレードオフ関係は、明らかに弱まっていると指摘している⁽⁷⁰⁾。

将来のことについては、誰も客観的な証拠を入手することができない。このために、将来キャッシュフローの発生可能性に基づいて測定される公正価値に対して、検証可能性や正確性を求めることが不可能であることは自明である。FASBは、討議資料および公開草案に対するコメントを通じて、信頼性という用語を検証可能性や正確性と関連づけて理解する者が存在することを把握していた。信頼性という用語の変更に、将来キャッシュフローの発生可能性に基づいて測定される公正価値の利用を推し進めるにあたって、このような者からの批判をかわす目的があったというのは、穿った見方といえるだろうか。

5. おわりに

本論文では、第1に、従来のFASB基準には、取得原価を測定する手段として行われる公正価値と、将来キャッシュフローの発生可能性を表示する手段として行われる公正価値があったことを指摘した。前者は、取引の対価として貨幣性資産が使用されなかった場合に、貨幣額によって取得原価を測定するために行われるものであり、公正価値に対しては、貨幣性取引との整合性を図る観点から、その金額によって換金できる可能性が高いことを示すものであることが求められた。これに対して、後者は、従来の意味での取引が発生していない場合にも、将来キャッシュフローが生じる可能性がある場合には、その事実を開示すべきとする考え方に基いて行われるものであり、公正価値に対して、前者にみられたような換金可能性の要件が求められることはなかった。

第2に、SFAS 157では、これらのうち、後者に近い考え方を反映する公正価値測定が支持されつつあることを指摘した。SFAS 133において、金融派生商品のポジションを公正価値で測定し、財務諸表において認識させようとしたのは、財務報告の利用者からの情報ニーズに応

えるためであった。この情報ニーズについて、FASBは、企業が将来にキャッシュフローを生み出す能力を評価するために必要な情報として理解していた。このために、SFAS 157では、公正価値概念が、この情報ニーズに対応するように、資産を売却または負債を移転したと仮定した場合の取引価格（いわゆるエグジット・プライス）にそって定義されている。

第3に、現在、FASBがIASBと共同ですすめている概念フレームワークプロジェクトにおいて、会計上の測定を、将来のキャッシュフローに焦点をあてて実施することを前提に議論がすすめられつつあることを指摘した。従来の資産および負債の定義において利用されていた要素のうち、過去の取引または事象が存在すること、および、将来の経済的便益が発生または消滅する可能性が高いことは、資産および負債の定義から除外されようとしている。また、SFAC 8第3章において、信頼性が忠実な表現に変更されたことは、FASBが会計上の測定値として従来のような堅い数値を求めようとしていないことのあらわれであるとも理解できる。

注目すべきは、これらの変更が多くの反対意見を押し切ってすすめられていることである。SFAS 133は、公正価値の定義および測定に関してSFAS 107の指針を踏襲したが、このことに対しては、「ステートメント第107号の指針は、（開示とは異なるという意味で）認識目的に耐えるほど堅牢なものではなく、とりわけ公衆の場で取引されていない項目について、公正価値の見積もりにあたり、必要以上に大きな変動性が容認されてしまっている⁽⁷¹⁾」とのコメントが寄せられている。また、信頼性という用語の変更についても、多くの反対が寄せられている⁽⁷²⁾。しかし、結論の背景をみるかぎり、FASBはこれらの反対意見を十分に検討し、これを基準本体に反映しているとは思えない。公正価値測定について、FASBの「意図」が伝わらない原因は、このあたりにあるのではないだろうか。

※本論文は、平成23年度科学研究費補助金（基盤研究（A））、課題番号22243035）、研究課題「公正価値測定の意義とその限界に関する研究」（研究代表者・北村敬子）の助成を受けたものである。

注

- (1) Financial Accounting Standards Board, *Accounting Standards Update No. 2011-04: Fair Value Measurement (Topic 820): Amendments to Achieve Common Fair Value Measurement and Disclosure Requirements in U.S. GAAP and IFRSs*, Financial Accounting Standards Board, May, 2011.
- (2) *Ibid.*, Summary, p. 2.
- (3) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 157: Fair Value Measurements*, Financial Accounting Standards Board, Sep., 2006.
- (4) FASBは、SFAS 157の公表後、ASU 2011-04の公表までに次の8つの公式見解を公表している。
[1] Financial Accounting Standards Board, *FASB Staff Position FAS 157-1: Application of FASB Statement No. 157 to FASB Statement No. 13 and Other Accounting Pronouncements That Address Fair Value Measurements for Purposes of Lease Classification or Measurement under FASB Statement 13*, Financial Accounting Standards Board, Feb., 2008; [2] Financial Accounting Standards Board, *FASB Staff Position*

FAS 157-2: Effective Date of FASB Statement No. 157, Financial Accounting Standards Board, Feb., 2008; [3] Financial Accounting Standards Board, *FASB Staff Position FAS 157-3: Determining the Fair Value of a Financial Asset When the Market for That Asset Is Not Active*, Financial Accounting Standards Board, Oct., 2008; [4] Financial Accounting Standards Board, *FASB Staff Position FAS 157-4: Determining Fair Value When the Volume and Level of Activity for the Asset of Liability Have Significantly Decreased and Identifying Transactions That Are Not Orderly*, Financial Accounting Standards Board, Apr., 2009; [5] Financial Accounting Standards Board, *Emerging Issues Task Force Issue No. 08-5: Issuer's Accounting for Liabilities Measured at Fair Value with a Third-Party Credit Enhancement*, Financial Accounting Standards Board, June, 2008; [6] Financial Accounting Standards Board, *Accounting Standards Update No. 2009-05: Fair Value Measurements and Disclosures (Topic 820): Measuring Liabilities at Fair Value*, Financial Accounting Standards Board, Aug., 2009; [7] Financial Accounting Standards Board, *Accounting Standards Update No. 2009-12: Fair Value Measurements and Disclosures (Topic 820): Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)*, Financial Accounting Standards Board, Sep., 2009; and [8] Financial Accounting Standards Board, *Accounting Standards Update No. 2010-06: Fair Value Measurements and Disclosures (Topic 820): Improving Disclosures about Fair Value Measurements*, Financial Accounting Standards Board, Jan., 2010 (ASU 2011-04, par. BC13).

- (5) FASB は、SFAS 157 において、公正価値測定に関してそれぞれの会計基準のなかで説明されていた「指針の違いが、首尾一貫性を損ね、GAAP をより複雑なものとしている (Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (3), par. C4)」と説明している。
- (6) *Ibid.*, par. C4.
- (7) SFAS 133 では、金融商品の公正価値による情報が、「原価または原価ベースの測定値よりも目的に適合し、理解可能な情報を提供する」といったように、公正価値と取得原価とを対峙させて説明がすすめられている (Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 133: Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, Financial Accounting Standards Board, June, 1998, par. 221)。ここには、取得原価を決定するために公正価値測定を行うという考え方はみられない。また、上野教授は、会計システムの一般理論を明らかにするためには、測定単位および評価基準が鍵となることを指摘している (上野清貴『公正価値会計と評価・測定—FCF 会計、EVA 会計、リアル・オプション会計の特質と機能の究明—』中央経済社、2005 年、第 1 章参照)。
- (8) Accounting Principles Board, *APB Opinion 29: Accounting for Nonmonetary Transactions*, American Institute of Certified Public Accountants, May, 1973. APBO 29 自体は財務会計基準ステートメント第 153 号「非貨幣性資産の交換—APB オピニオン第 29 号の改定」(Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 153: Exchanges of Nonmonetary Assets: an amendment of APB Opinion No. 29*, Financial Accounting Standards Board, Dec., 2004) により一部修正されているが、公正価値測定にかかる部分に修正は加えられていない。
- (9) Accounting Principles Board, *op. cit.*, *supra* note (8), par. 1.
- (10) *Ibid.*, par. 18.
- (11) 広瀬義州『財務会計 (第 10 版)』中央経済社、2011 年、171-172 頁参照。
- (12) W. A. Paton and A. C. Littleton, *American Accounting Association Monograph No. 3: An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association, 1940.

- (13) *Ibid.*, p. 27.
- (14) *Ibid.*
- (15) Accounting Principles Board, *op. cit.*, *supra* note (8), par. 26.
- (16) *Ibid.*, par. 20.
- (17) *Ibid.*, par. 15.
- (18) APBO 29 が公表された 1973 年の時点における有形固定資産の減価償却に関する規定は、1953 年に公表された会計研究公報第 43 号である。ここでは、減価償却が「評価のプロセスではなく、配分のプロセスである（Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin 43: Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, American Institute of Certified Public Accountants, 1953, Chapter 9, Section C, par. 5）」とされており、取得原価から減価償却累計額を控除した帳簿価額が非貨幣性資産の現状を反映したものではないことが明言されている。なお、この規定は、現在の ASC, par. 360-10-35-4 にもそのままの形で引き継がれている。
- (19) Accounting Principles Board, *op. cit.*, *supra* note (8), par. 25.
- (20) これは、会計原則審議会（Accounting Principles Board; APB）のボードメンバーであったノア氏（David Norr）の見解である。ただし、ノア氏は、APBO 29 の公表自体には賛成している（*Ibid.*）。
- (21) 伝統的な取得原価主義会計のもとで金融商品の会計処理を行うことに対しては、①伝統的な取得原価主義会計のもとでは、多くの金融派生商品がその決済時まで財務諸表上に開示されないこと、②企業は金融商品から生じる金利リスクを積極的に管理する必要があるが、伝統的な取得原価主義会計からは、このようなりスク管理に必要な情報がほとんど提供されないこと、③伝統的な取得原価主義会計のもとでは、金融商品の保有損益がその保有期間中に財務諸表上で表示されないこと、および、④伝統的な取得原価主義会計のもとでは、経営者に裁量的に損益を調整する機会が存在することを欠点として指摘する論者も存在する（坂本道美「金融商品とファイナンス型会計の論点」、古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求—金融商品・デリバティブを中心とする会計のあり方』中央経済社、2003 年、所収、27 頁）。
- (22) 高寺貞男・草野真樹「公正価値概念の拡大—その狙いと弱み」『大阪経大論集』第 55 巻第 2 号、2004 年 7 月、252-253 頁。Thomas J. Linsmeier, “Commentary: Financial Reporting and Financial Crisis: The Case for Measuring Financial Instruments at Fair Value in the Financial Statements,” *Accounting Horizons*, Vol. 25, No. 2, 2011, p. 411; and James T. Parks, “FASB 115: It’s Back to the Future for Market Value Accounting,” *Journal of Accountancy*, Vol. 176, No. 3, Sep., 1993, p. 50.
- (23) Charles R. Geisst, *Wall Street: A History from Its Beginnings to the Fall of Enron*, revised and expanded edition, Oxford University Press, 2004, pp. 367-370.
- (24) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (7), par. 209.
- (25) *Ibid.*, par. 212.
- (26) Charles R. Geisst, *op. cit.*, *supra* note (23), p. 372.
- (27) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (7), par. 6.
- (28) 金融派生商品が会計上認識されるか否かは、金融派生商品に係る契約が締結されたことを資産または負債が増加した証拠とみなすことができるか否かによっても左右される。契約が行われるだけでは、資産、負債のいずれも変動しないとする考えるならば（広瀬義州『財務会計（第 10 版）』中央経済社、2011 年、85-86 頁参照）、金融派生商品は資産にも負債にもならない。一方、契約を締結することによって、金融派生商品の存在が第三者的にも認められるようになると考えるならば、金融派生商品は資産または負債として認められる。SFAS 133 は後者の考え方に基づいて金融

- 派生商品の認識を説明しているが (Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (7), par. 217a and pars. 218-219), この考え方による資産または負債の認識は、現在のところ金融商品にのみ認められているものと考えられる。
- (29) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (7), par. 8.
- (30) *Ibid.*, par. 223.
- (31) SFAS 133 において, 「すべての金融商品が財政状態変動表上で公正価値によって測定されるように会計モデルを変更することは, ヘッジの問題に対する優れた概念的な解決方法 (superior conceptual solution) である (*Ibid.*, par. 333)」とされているところから, 会計モデルを変更したことについては, FASB も自覚していると判断できる。
- (32) 古賀智敏「アメリカにおけるデリバティブ会計の展開」, 古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求—金融商品・デリバティブを中心とする会計のあり方』中央経済社, 2003年, 所収, 104-106頁。
- (33) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 107: Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, Financial Accounting Standards Board, Dec., 1991.
- (34) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (7), pars. 220-228.
- (35) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (33), par. 37.
- (36) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Financial Accounting Standards Board, Nov., 1978, par. 34 (平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年, 26頁)。
- (37) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (33), par. 40.
- (38) *Ibid.*, par. 39.
- (39) *Ibid.*, par. 14. なお, SFAS 107 は, 金融商品の公正価値を注記において開示させるための会計基準であり, 仮に公正価値を合理的に見積もることができる場合であっても, その金額が会計上の数値とされるわけではない。また, SFAS 107 では, 実行可能性を理由として公正価値情報の提供を免除する規定が設けられているが, その一方で, 「ほとんどの場合, 金融商品が容易に市場で取引できないものであったとしても, 企業にとって公正価値の合理的な見積もりを行うことはできる (*Ibid.*, par. 46)」ともしている。
- (40) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (7), par. 318.
- (41) *Ibid.*
- (42) *Ibid.*, par. 221.
- (43) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (33), pars. 20-29.
- (44) *Ibid.*, par. 9.
- (45) *Ibid.*
- (46) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (7), par. 223.
- (47) *Ibid.*, par. 17.
- (48) ASC, par. 820-10-15-1.
- (49) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (3), par. 5.
- (50) *Ibid.*, par. 5.
- (51) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements, a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)*, Financial Accounting Standards Board, Dec., 1985 (前掲訳書)。
- (52) *Ibid.*, par. 25 (前掲訳書, 297頁)。

- (53) *Ibid.*, par. 35（前掲訳書，301頁）。
- (54) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (3), pars. 5 and C26.
- (55) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (36), par. 25（前掲訳書，21頁）。
- (56) International Accounting Standards Board and Financial Accounting Standards Board, *Information for Observers, IASB/FASB Meeting: 20 October 2008, Norwalk; Project: Conceptual Framework; Subject: Phase B: Elements & Recognition (Agenda Paper 2)*, International Accounting Standards Board, Oct., 2008, par. 9.
[<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/48828CBF-941B-4E69-A64E-529A4E38C760/0/CF0810jointb02obs.pdf>]
- (57) *Ibid.*
- (58) International Accounting Standards Board, *Information for Observers, 16 November 2006, London; Project: Conceptual Framework; Subject: Phase B: Elements: Definition of an Asset (Agenda Paper 3)*, International Accounting Standards Board, Nov., 2006, par. 16.
- (59) *Ibid.*, par. 17.
- (60) *Ibid.*, par. 11.
- (61) *Ibid.*, par. 12.
- (62) Geoffrey Whittington, “Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View,” *ABACUS*, Vol. 44, No. 2, 2008, p. 151.
- (63) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Financial Accounting Standards Board, May 1980（前掲訳書）。
- (64) *Ibid.*, pars. 42-45（前掲訳書，83-84頁）。
- (65) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 8: Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Information*, Financial Accounting Standards Board, Sep., 2010, par. QC12.
- (66) *Ibid.*, par. BC3.23.
- (67) *Ibid.*, par. BC3.24.
- (68) *Ibid.*
- (69) Warren McGregor, “Whither Fair Value Accounting?: The Future of Fair Value,” in Peter Walton eds., *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge, 2007, p. 105.
- (70) Geoffrey Whittington, *op. cit.*, *supra* note (62), p. 146.
- (71) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (7), par. 313.
- (72) FASB は、討議資料においても、公開草案においても、このような用語の変更を提案していたが、その提案に対しては、いずれも多く回答者から反対意見が寄せられている（Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (65), par. BC3.25）。

参考文献

- Accounting Principles Board, *APB Opinion 29: Accounting for Nonmonetary Transactions*, American Institute of Certified Public Accountants, May 1973.
- Committee on Accounting Procedure, *Accounting Research Bulletin 43: Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*, American Institute of Certified Public Accountants, 1953.

- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Financial Accounting Standards Board, Nov., 1978 (平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年)。
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*, Financial Accounting Standards Board, May, 1980 (平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年)。
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6: Elements of Financial Statements, a replacement of FASB Concepts Statement No. 3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statement No. 2)*, Financial Accounting Standards Board, Dec., 1985 (平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年)。
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 107: Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, Financial Accounting Standards Board, Dec., 1991.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 133: Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, Financial Accounting Standards Board, June, 1998.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 153: Exchanges of Nonmonetary Assets: an amendment of APB Opinion No. 29*, Financial Accounting Standards Board, Dec., 2004.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 157: Fair Value Measurements*, Financial Accounting Standards Board, Sep., 2006.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 8: Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Information*, Financial Accounting Standards Board, Sep., 2010.
- Financial Accounting Standards Board, *Accounting Standards Update No. 2011-04: Fair Value Measurement (Topic 820): Amendments to Achieve Common Fair Value Measurement and Disclosure Requirements in U.S. GAAP and IFRSs*, Financial Accounting Standards Board, May, 2011.
- Geisst, Charles R., *Wall Street: A History from Its Beginnings to the Fall of Enron*, revised and expanded edition, Oxford University Press, 2004.
- International Accounting Standards Board, *Information for Observers: 16 November 2006, London; Project: Conceptual Framework; Subject: Phase B: Elements: Definition of an Asset (Agenda Paper 3)*, International Accounting Standards Board, Nov., 2006.
- International Accounting Standards Board and Financial Accounting Standards Board, *Information for Observers: IASB/FASB Meeting: 20 October 2008, Norwalk; Project: Conceptual Framework; Subject: Phase B: Elements & Recognition (Agenda Paper 2)*, International Accounting Standards Board, Oct., 2008.
[<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/48828CBF-941B-4E69-A64E-529A4E38C760/0/CF0810jointb02obs.pdf>]
- Linsmeier, Thomas J., "Commentary: Financial Reporting and Financial Crisis: The Case for Measuring Financial Instruments at Fair Value in the Financial Statements," *Accounting Horizons*, Vol. 25, No. 2, 2011.
- McGregor, Warren, "Whither Fair Value Accounting?: The Future of Fair Value," in Peter Walton eds., *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge, 2007.
- Parks, James T., "FASB 115: It's Back to the Future for Market Value Accounting," *Journal of Accountancy*,

Vol. 176, No. 3, Sep., 1993.

Paton, W. A. and A. C. Littleton, *American Accounting Association Monograph No. 3: An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association, 1940.

Whittington, Geoffrey, "Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View," *ABACUS*, Vol. 44, No. 2, 2008.

上野清貴『公正価値会計と評価・測定—FCF会計, EVA会計, リアル・オプション会計の特質と機能の究明—』中央経済社, 2005年。

古賀智敏「アメリカにおけるデリバティブ会計の展開」, 古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求—金融商品・デリバティブを中心とする会計のあり方』中央経済社, 2003年, 所収。

坂本道美「金融商品とファイナンス型会計の論点」, 古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求—金融商品・デリバティブを中心とする会計のあり方』中央経済社, 2003年, 所収。

高寺貞男・草野真樹「公正価値概念の拡大—その狙いと弱み」『大阪経大論集』第55巻第2号, 2004年7月。

広瀬義州『財務会計(第10版)』中央経済社, 2011年。